

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
岡山県指定 第3373100191号

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目 次

1	施設経営法人	1頁
2	ご利用施設	1頁
3	居室の概要	2頁
4	職員の配置状況	2頁
5	当施設が提供するサービスと利用料金	3頁
6	施設を退所していただく場合(契約の終了について)	6頁
7	身元引受人	7頁
8	苦情の受付について	7頁
9	緊急時等の対応について	8頁
10	第三者評価実施状況	8頁

1. 施設経営法人

- | | |
|----------|-----------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 吉美会 |
| (2)法人所在地 | 岡山県真庭市下中津井505番地 |
| (3)電話番号 | 0866-52-2100 |
| (4)代表者氏名 | 理事長 加戸 実 |
| (5)設立年月 | 昭和62年9月14日 |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------------|---|
| (1)施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定 岡山県指令長寿第 1248 号 |
| (2)施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むのに必要な居室および共用施設などをご利用頂き、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれをうけることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3)施設の名称 | 特別養護老人ホーム 花岡荘 |
| (4)施設の所在地 | 岡山県真庭市下中津井505番地 |
| (5)電話番号 | 0866-52-2100 |
| (6)施設長(管理者)氏名 | 佐藤 公子 |
| (7)当施設の
運営方針 | 全職員が「和」をもって、「奉仕」「愛情」「信頼」の心を根幹として、社会福祉の基本理念に基づき施設の健全な環境づくりに努め、利用者の人間性を尊重し、個 |

別ニーズに対応しつつ明るく楽しい家庭的な雰囲気の中で自立・自助意識を養いながら、利用者の自己実現をめざす役割を担います。

(8)開設年月 昭和63年6月10日
(9)入所定員 80人

3. 居室の概要

(1)居室などの概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、他の種類の居室への入居を希望される場合は、その旨お申出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	2室	褥瘡防止マットレス使用(60枚)
2人部屋	5室	エアマット(20枚)
4人部屋	17室	
合計	24室	
食堂及び機能訓練室	3室	1階1室、2階2室
洗面所	30カ所	各居室1カ所ずつ、食堂及び機能訓練室に6カ所
便所(男子)	3カ所	身体障害者トイレ含む
便所(女子)	4カ所	身体障害者トイレ含む
浴室	3室	介護浴2カ所・特殊浴槽
医務室	1室	心電計、吸引器他
静養室	1室	ベッド

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用ではありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室外))

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

職 種	常勤換算	指定基準	勤 務 体 制
1. 施設長(管理者)	1	1名	月～金曜日 8:30～17:30
2. 介護職員	29	26名	24時間体制
3. 生活相談員	1	1名	月～金曜日 8:30～17:30
4. 看護職員	5	3名	毎日 6:30～18:00
5. 機能訓練指導員	(1)	1名	月～金曜日 8:30～17:30
6. 介護支援専門員	(1)	1名	月～金曜日 8:30～17:30
7. 医師	(1)	必要数	木曜日
8. 管理栄養士	1	1名	月～金曜日 8:30～17:30

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週木曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝 7:30～16:30 2名
	日中 8:30～17:30 6名
	夜間 17:00～ 10:00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早出 6:30～15:30 1名
	普通 8:30～17:30 2名
	遅出 9:00～18:00 1名
4. 機能訓練指導員	毎週月～金曜日 8:30～17:30

☆土・日は上記とは異なります。

5. 当施設が提供するサービス利用料金 (別紙2の介護老人福祉施設の利用料金明細表参照)

(1) 介護保険の給付の対象となる(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

①施設介護サービス費

ア、経口維持 …… 経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が予測される者に対し、多職種共同により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い誤嚥を防止し継続して経口による食事摂取を進められるように特別な管理を行います。

イ、療養食 …… 医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行いません。
(経管栄養のための濃厚流動食は対象外とします。)

ウ、口腔衛生管理 …… 利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、技術的助言及び指導を行う。対象者は歯科医又は歯科衛生士の口腔ケアを受け、口腔機能の保持を図ります。

◆その他

ア、在宅復帰支援機能

退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行います。

イ、重度化対応

入所者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応し、看取りに関する指針の策定を行います。

ウ、看取り介護

医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、看取り介護を行います。

エ、職員体制の施設基準

日常生活継続支援…重度の要介護状態又は認知症の利用者が多く占める施設に対し介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し支援することを評価する。

看護体制…看護師の配置基準を手厚くし支援の体制を確立する。

夜勤職員…夜勤職員の配置基準を手厚くし支援の体制を確立する。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
 - ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ☆身体的状況により使用する機械浴槽を選択いたします。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、利用者の体調が良い時、離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

《サービス利用料金(1日あたり)》(契約書第6条参照)

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払)。償還払となる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス明書」を交付いたします。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

①居住費・食費

ア、居住費(居住費として料金が必要となります。)

イ、食費(食事代などとして、料金が必要となります。)

- ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご契約者の身体的状況により、医師の発行する食事せんに基づき、特別な食事を提供致します。

(食事の時間)

朝食 7:00～ 8:30 昼食 11:00～12:30

夕食 17:00～18:30

②理容 [理髪サービス]

月に4回(火・金曜日)理容師の出張又は理容師宅訪問理髪サービス(調髪、顔ぞり)をご利用いただけます。

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。原則は無料となります。

詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている金額
- お預かりできるもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書
- 保管管理者:施設長
- 出納方法:手続きの概要は下記の通りです。

- ・預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

I)主なレクリエーション

行事とその内容(例)

備 考

- | | |
|-------|---|
| 1月 1日 | お正月(おせち料理をいただき、新年をお祝いします。) |
| 2月 3日 | 節分(施設内で豆まきを行います。) |
| 3月 3日 | ひな祭り(お雛様飾りをつくり、飾り付けをします。) |
| 4月 上旬 | お花見(施設の庭に大きな桜の木があります。) ☆ その桜の木の下でお花見をします。 |

II)クラブ活動 書道、生け花、音楽鑑賞

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当である物にかかると費用を負担いただきます。(例)せっけん・バスタオル他(市場価格)

☆おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥その他料金(日常生活費用など)

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日まで に以下のいずれかの方法でお支払いください。(1カ月に満たない期間のサービスに関する利用 料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口で現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 北房支店 社会福祉法人吉美会 特別養護老人ホーム花岡荘 理事長 加戸 実 普通預金 No1042091

ウ. 預り金による支払(利用者本人名義の通帳を預かります。)

(4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)

- | | | |
|-----------|---------|----------------------------|
| ①協力医療機関 | 医療機関の名称 | 医療法人社団 吉美会 吉備高原ルミエール病院 |
| | 所在地 | 岡山県加賀郡吉備中央町大字宮地字西山33336-15 |
| | 診療科 | 内科 |
| ②協力歯科医療機関 | 医療機関の名称 | 医療法人社団 吉美会 吉備高原ルミエール病院 |
| | 所在地 | 岡山県加賀郡吉備中央町大字宮地字西山33336-15 |

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書 第15条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状態が自立又は、要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又は、やむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設への退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス事業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい、不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入所した場合
- ⑤ ご契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第20条参照)

入院後3カ月が経過しますと自動的に契約は解除されます。入院後3カ月を経過しなくても退院の見込みがなければ契約を解除する場合があります。但し、契約を解除して入院後3カ月経過せず退院された場合再び当施設へ入所することができます。契約期間内入院中は居住費や算定している加算を負担いただくことがあります。本項については契約書第20条の第4項により取り扱うこととします。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第19条)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることがあります。但し、社会通念上、ご契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照) 当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。又、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について(契約書第26条参照)

(1)当施設における苦情の受付 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

- 苦情受付窓口(担当者名は、別紙2の8参照) [職名] 生活相談員 介護職員 看護職員
- 受付時間

毎週日～土曜日 8:30～17:30 TEL 0866-52-2100

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

真庭市北房振興局 市民福祉課	所在地 岡山県真庭市下皆部248 TEL 0866-52-2113 FAX 0866-52-4496 受付時間 8:30～17:00
新見市福祉部高齢者支援課	所在地 岡山県新見市新見310-3 TEL 0867-72-3148 FAX 0867-72-1407 受付時間 8:30～17:15
高梁市健幸長寿課	所在地 岡山県高梁市松原通2043 TEL 0866-21-0299 FAX 0866-23-0655 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17-5 TEL 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 8:30～17:00
岡山県運営適正化委員会	所在地 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-226-9400 FAX 086-226-9400 受付時間 9:00～17:00(平日のみ)

9. 緊急時等の対応について(追加条項)

管理者は、利用者に対する施設サービスの提供などにより事故が発生した場合は、速やかにその家族また医療が必要な場合には主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。(緊急時の対応は、次の(1)・(2)の区分により定めており、別紙2-1の通りです。)

- (1) 事故発生時の緊急医療体制(体制-別紙2-1参照)
- (2) 防災時連絡体制(防災管理規定・職員連絡 別紙2-1参照)

10. 第三者評価実施状況(追加条項)

当施設は、第三者評価機関による評価を実施していません。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設

説明者職名 _____ 氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。また、契約書第9条の守秘義務の第3項で個人情報を用いることについても併せ同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ (印)

家族又は
代理人住所 _____ 氏名 _____ (印)

私は、本書面のサービスの概要の、その他欄(ア)在宅復帰支援機能(イ)看取り介護及び看取りに関する指針について、説明を受け、その他(ア)(イ)サービスの提供を受けることに同意し署名捺印します。

利用者住所 _____ 氏名 _____ (印)

家族又は
代理人住所 _____ 氏名 _____ (印)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

《重要事項説明書付属文書》

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造地上2階建て

(2) 建物の延床面積 4194.57㎡

(3) 併設事業

当施設では次の事業を併設して実施しています。

短期入所生活介護 平成12年4月1日指定 岡山県1-303号 定員8名

通所介護 平成12年4月1日指定 岡山県1-302号 定員25名

居宅介護支援事業 平成11年10月13日指定 岡山県1-278号

(4) 施設の周辺環境

当施設は、国道313号線の近くに位置し、交通の便がよく、民家もあり恵まれた自然の中に暖かいふれあいのある生活環境(騒音もなく・日当たり良好)の場を提供できます。

2. 職員の配置状況

《配置職員の職種》

介護職員・・・ ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対し、1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・ 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も
行います。3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ ご契約者の機能訓練を担当しています。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員・・・ ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員が兼ねる
場合もあります。4名の介護支援専門員を配置しています。

医師・・・ ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

管理栄養士・・・ ご契約者の献立作成及び栄養ケアを担当しています。1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させていただきます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画は、6カ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認させていただきます。

4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の為に必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦番号法及び関連法(省令やガイドラインなどを含む。以下「番号法等」という。)によりお預かりする個人番号に関しては、法に定められた利用範囲を超えて利用することはありません。個人番号を取り扱う際は、その漏えい・滅失・毀損を防止するなど適切な管理のために必要な措置を講じます。また契約書第9条第3項守秘義務に基づき、使用目的が拡大、又は個人番号付加が必要不可欠で他者に情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

5. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

仏壇・ペット・家具類等

(2) 面会

面会時間 10:00～16:00

※事前にお申し出下さい。

※来訪者は、受付で面会簿にご記入下さい。

※なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊(契約書第23条参照)

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。但し、外泊については、概ね1週間とさせていただきます。その期間中は、所定の利用料金をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、別紙2の利用料金明細表1. サービス利用料金の⑤に定める「食費」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条、第11条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6)喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7)入院でベッドが8日以上空床になる場合

①重要事項説明書の6の(2)イ②の項目で入院された場合の契約者のベッド利用について当施設の短期専用ベッドが満床になった場合は、短期利用者のベッドとして利用させていただく場合があります。ただしその場合には、前もって連絡し承諾を得ます。

6. 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

別紙2 (花岡荘)

利用料金明細表

◎介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

1. サービス利用料金 (負担割合1割で料金を記載)

令和6年4月1日改定

ご契約者の 要介護度サービス 利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
うち、介護保険から 給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
サービス利用に係る 自己負担額	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円

2. 各種加算 (負担割合1割で料金を記載)

各種加算	日常生活継続支援	夜勤配置加算 I	看護体制 I	初期加算※1	療養食加算
	360円/日	130円/日	60円/日	300円/日	60円/回
うち、介護保険から 給付される金額	324円/日	117円/日	54円/日	270円/日	54円/回
サービス利用に係る 自己負担額	36円/日	13円/日	6円/日	30円/日	6円/回
各種加算	外泊時加算	口腔衛生管理	経口維持加算 I	科学的介護推進 体制加算 II	
	2,460円/6日	900円/月	4000円/月	500円/月	
うち、介護保険から 給付される金額	2,214円/日	810円/月	3600円/月	450円/月	
サービス利用に係る 自己負担額	246円/日	90円/月	400円/月	50円/月	

※1 初期加算は入所後30日間と30日間を超える入院後30日間のみ算定します。

○介護職員等処遇改善加算(I) 上記合計利用金額に対し1日14.0%(居住費、食費を除く)

3. 居住費・食費(1日)

令和6年8月1日改定

居住費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居室費	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,500 円
居室費+食費	300 円	820 円	1,080 円	1,790 円	2,415 円

※第1段階～第3段階は介護保険負担限度額認定証(自治体へ要申請)が必要です。

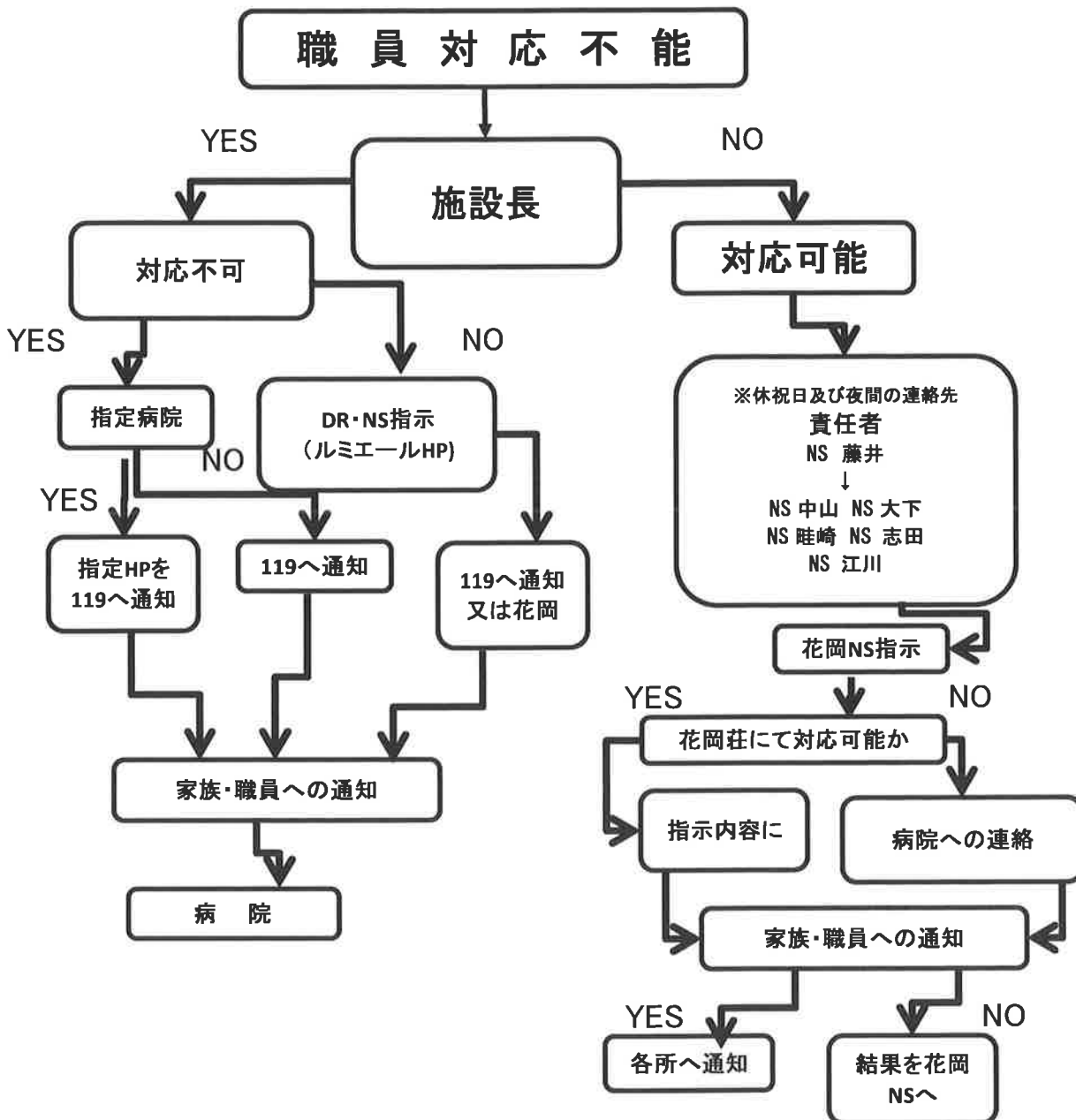
4. その他の利用料金

- ①特別な食費等 アルコール類・お祝いの食事等(要した費用の実費)
②理髪料金 出張利用料金(調髪)1回あたり 1,700円

5. 苦情受付窓口

- ①電話番号 0866-52-2100 受付場所 花岡荘事務所窓口
②担当者 生活相談員(福井 伸康) 看護職員(中山 亜貴子) 介護職員(上山 順子)

(利用者身体に異常があった場合)

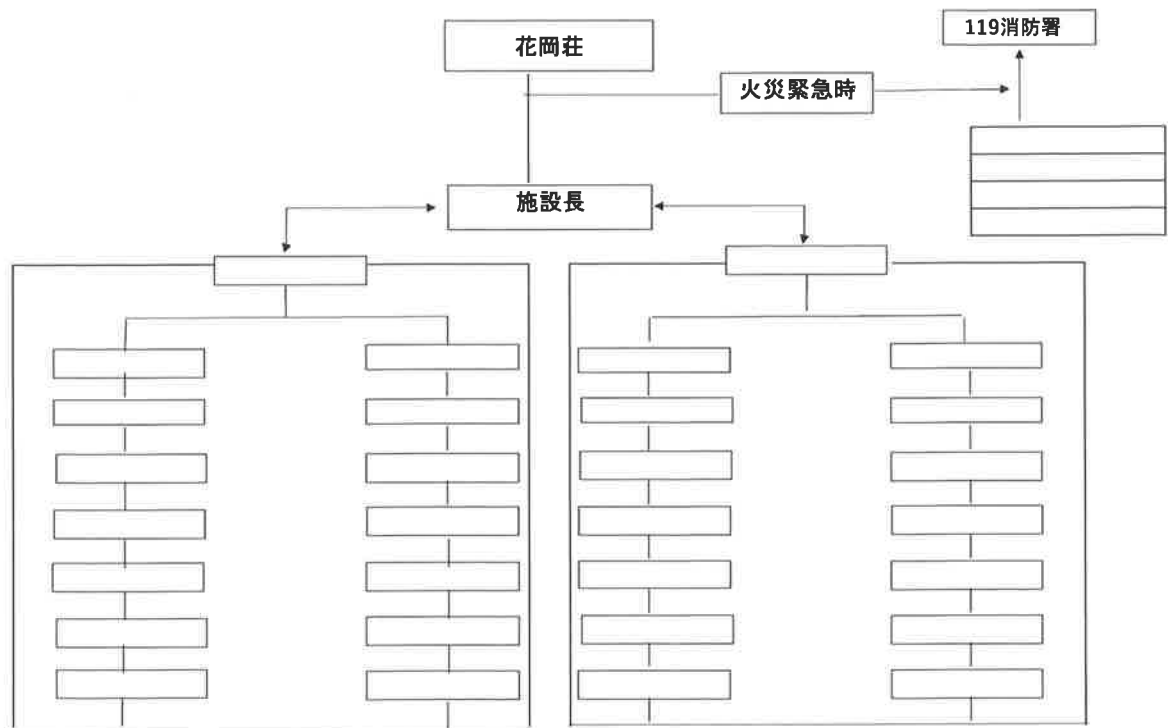


《注意事項》

- ①協力病院への連絡、指示により対応の事。
 - ②病院への搬送は、医師、看護師又は職員が同乗の事。
 - ③119への要請は(当番医予定表を確認の事)原則として真庭市方面が望ましい。
 - ④職員連絡方法(内容により連絡の事)
- ※佐藤施設長 上山課長
 福井
 高野
- ⑤各該当市町村へ連絡する事。

関連医療機関電話番号一覧表	
吉備高原ルミエール病院	55-5331
金田病院	0867-52-1191
落合病院	0867-52-1133
廣恵医院	52-5020
吉弘クリニック	52-2704
高梁中央病院	22-3636
大杉病院	22-5155
みどり訪問看護ステーション	0867-52-1516
落合訪問看護ステーション	0867-52-8050
やまびこ訪問看護ステーション	0866-22-8777

防災時連絡体制



連絡方法 ①花岡荘〇〇です。 ②用件は〇〇です。 ③次の連絡者へお願いします。

注意 ①連絡事項を復唱すること。②連絡普通の場合は、その次の者に連絡のこと。
ただし不在者への連絡は該当者が責任をもって行うこと。
③最後の人は、連絡が廻ったことを最初の人に伝えること。

火災緊急時の連絡注意 ①まず、〇〇・〇〇・〇〇・〇〇に連絡が廻ったことを最初の人に伝えること。
②宿日直及び夜勤者は飛ばすこと。

★防災関係非常時連絡先★

★火事・緊急関係 TEL 119 または 52-2061 <<真庭消防署北房分署>>
0867-42-1190 <<真庭消防署>>

★(株)テクノス TEL 0866-56-1234

★エレベーター 契約番号:2733202

【東芝エレベーター】 TEL (086)233-1666

★真庭警察署 TEL 110 または 0867-44-6110

★日清医療食品 TEL 086-243-9171